資料６

環境省
Ministry of the Environment

中央環境審議会総合政策部会　第123回

重点戦略５．（４）最先端の環境技術等の開発・実証と社会実装の推進（科学的見地からの化学物質管理の適正化）に係る取組について

2026年11月２日

環境省環境保健部

科学的見地からの化学物質管理の適正化について

科学的見地からの化学物質管理の適正化について

環境保健部会（令和８年８月２７日）では、第２部第３章「４．環境リスクの管理等」の内の「（２）化学物質管理」の範囲の施策に係る点検を実施。

■「（２）化学物質管理」は**GFC※１の国内実施を目的にGFC戦略的目的の柱建てに沿って構成**されている。GFCの国内実施※２に関するより詳細な内容は、令和７年４月に策定されたGFC国内実施計画に記載がなされていることから、本点検では同計画中に記載された取組を点検項目として位置付け、点検項目ごとに関係府省庁の取組状況を把握・整理

※１　2023年9月に採択された、化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な新たな国際枠組み

※２　GFCの我が国での実施推進のために、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標として、GFCの戦略的目的・ターゲットに基づき政府の今後の具体的な取組事項を整理したもの。2024年４月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見やパブリック・コメントによる国民からの意見を踏まえながら検討を進め、2025年4月に策定・発表。

■ 重点戦略に位置づけられている５．（４）（科学的見地からの化学物質管理の適正化）における取組もGFC国内実施計画に内包されている。

■ また、第六次環境基本計画の目的として、**「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」が記載されており、この実現に向けた化学物質管理施策との関連性について次年度以降検討**を行う予定である。

第６次環境基本計画　（科学的見地からの化学物質管理の適正化）（抜粋 ）

■ 化学物質の管理については、特にグリーンな経済システムの構築や科学技術・イ ノベーションの開発において、有用な新規化学物質の創出や、持続可能性の高い化 学物質の活用拡大などが見込まれることから、化学物質の製造・輸入数量や使用状況の変化などに応じた評価等を適切に実施して、リスクを管理する必要がある。ま た、そうした評価結果やその過程で得られたモニタリングデータ等の知見を国民がアクセス・利用しやすい形で共有・発信し、対話やリスクコミュニケーションを推進することは、国民の化学物質に関する理解を促し、環境面が考慮された新規技術 等の円滑な社会実装につながる。

科学的見地からの化学物質管理の適正化に関する主な取組①（定期的な評価・調査等の実施状況）

環境省

化学物質審査規制法に係る状況

- 令和６年９月に「PFOAの異性体又はその塩」を、令和７年１月に「PFOA関連物質」を、同年２月に「メトキシクロル」、「デクロランプラス」及び「UV-328」を、令和８年６月に「PFHxS関連物質」を化学物質審査規制法における第一種特定化学物質に指定した。
- 令和８年５月に「LC-PFCAとその塩」、「LC-PFCA関連物質」、「クロルピリホス」、「MCCP」を第一種特定化学物質に指定するの改正政令を公布した。
- 平成29年の化学物質審査規制法改正時の附則において施行後５年を経過した場合の見直しが規定されていることを受けて、令和６年９月に中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会を設置し、施行状況の点検を行い、令和７年7月22日に、中央環境審議会会長より環境大臣へ答申（「今後の化学物質対策の在り方について（答申）」）がなされた。
- 令和８年４月時点で、優先評価化学物質221物質が指定されている。

環境リスク初期評価

- R6年度に環境リスク初期評価の第23次取りまとめを行い、６物質について健康リスク及び生態リスク初期評価を、１物質について健康リスク初期評価を、５物質について生態リスク初期評価を実施した。また、R7年度には環境リスク初期評価の第24次取りまとめを行い、６物質について健康リスク及び生態リスク初期評価を、１物質について健康リスク初期評価を、３物質について生態リスク初期評価を実施している。
- 第24次取りまとめによって、再評価を含まない実物質数でこれまでに健康リスク初期評価を334物質、生態リスク初期評価を430物質について取りまとめた。

化学物質排出把握管理促進法に係る施行状況

- 「化学物質排出把握管理促進法」の対象物質の見直しを行った化学物質排出把握管理促進法施行令が令和３年10月に公布、令和５年４月に施行された。
- 化学物質排出移動量届出（PRTR）制度については、改正施行令により見直された対象物質について、事業者が把握した令和６年度の排出量等が都道府県経由で国へ届出された。届出された個別事業所のデータ、その集計結果及び国が行った届出対象外の排出源（届出対象外の事業者、家庭、自動車等）からの排出量の推計結果を、令和８年２月に公表した。これは令和３年度改正（462物質から515物質に変更）がなされて２回目となる集計結果であった。

化学物質環境実態調査によるモニタリング実施の状況

- R5年度初期環境調査においては14物質(群)、詳細環境調査においては６物質(群)を、モニタリング調査においてはPOPs対象物質のうち総PCB等11物質(群)を調査対象として実施しており、これらの調査結果は「R6年度版化学物質と環境」として取りまとめ、公表している。
- R6年度初期環境調査においては10物質(群)、詳細環境調査においては４物質(群)を、モニタリング調査においてはPOPs対象物質のうち総PCB等11物質(群)を調査対象として実施している。

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の実施の状況

- H30年度から調査を実施しており、H30年度からR6年度の調査結果はパンフレットとして取りまとめて公表している。
- R5年度は108人、R6年度は118人を対象に調査を実施しており、H30年度からR6年度まで計606人とを対象に調査を実施している。

科学的見地からの化学物質管理の適正化に関する主な取組②（対話やリスクコミュニケーション等の多種多様な取組）

環境省

エコチル調査の実施の状況※①における取組と関連

- こどもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画をR5.3.30に改定し、当該基本計画にはエコチル調査の参加者（子ども）が40歳程度になるまで調査を継続するにあたり、参加者 （子ども）が18歳に達するまでの調査体制及び基本方針が取りまとめられている。
- R6.4に、「エコチル調査」成果紹介パンフレットや、『「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」に関する効果的な対話の実践に向けたデザインブック～企画・実践方法と事例～』第2.1版を発行している。
- 令和７年11月にはエコチル調査の意義の普及・啓発、成果の情報発信の場である第１回エコチル調査全国フォーラムを開催した。
- R8年４月現在、エコチル調査における発表論文数は約600編となり、政策やガイドライン等に複数反映されている。成果はホームページで公表しており、関係省庁への情報提供も行っている。

化学物質アドバイザーの派遣による支援の状況

- 化学物質アドバイザーの派遣については、地域ごとの対策の検討や実践を支援することを目的として、令和７年度にはPRTR制度についての講演会講師等として延べ22件の派遣を行うとともに、より多くの方にアドバイザーの活動を知ってもらい、活用してもらうため、環境省ウェブサイト上で情報更新等を行うなど、広報活動に取り組んだ。
- これまでに化学物質アドバイザーを派遣した回数は650回となっている。

化学物質と環境に関する政策対話におけるGFCの取組

政策対話においてはR6.2及びR6.11にGFCをテーマにした会合を実施し、様々な分野の主体からの出席者による化学物質管理に関する取組事例を収集した。これらの収集した情報に基づき、GFCターゲット毎に各主体による国内実施への貢献として、集約しGFC国内実施計画付属書Aを作成し、R7.4に公開している。

ESG投資等の促進の取組

R7.7.22に公表された化審法3省合同審議会※報告書「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」（以下、「3省合同審議会報告書」という。）において、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブが挙げられており、サステナビリティ情報開示に係る国内外の動向などを踏まえて、企業の取組の後押しとなる施策を進めることや、「より安全な代替の開発」というGFCの考え方に基づく化学物質の開発を促進するような制度的なインセンティブを検討することについて指摘されている

化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会に係る取組の状況

- 化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、環境省は国際潮流やGFC国内実施計画などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver1.0」を2026年3月に策定。今後取り組むべきと考える６つの対応オプションを示した。
- 同アクションプランに基づき、事業者の自主的取組や、地域での連携の促進・実装、優良事例の横展開に向けた支援等を行う。

化学物質、廃棄物及び汚染分野に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）

R7.6に化学物質・廃棄物・汚染分野の新たな政府間科学・政策パネルとして、ISP-CWPが設立された。

R7.7には第４回環境化学物質合同大会特別企画シンポジウム「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）の設立と今後について」が開催され、ISP-CWPが今後取り組むべき課題や、科学者としてのパネルへの期待及び国内外でパネルを推進し、さらに国内の科学者がパネルに積極的に関与するための具体的な方策等について講演・議論がなされた。

取組状況を踏まえた今後の主な課題、今後の取組の方向性

GFCにおける５つの戦略的目的の達成という観点に着目した上で、GFC国内実施計画中に記載された取組を点検項目として設定し、点検項目ごとに関係府省庁の取組状況を把握・整理。

・各戦略的目的に対応した各種施策は着実に進展していることが確認された。
・GFC国内実施計画等に基づき、多様な分野における多様な主体の参画と横断的な連携の下、ライフサイクルを通じた包括的な化学物質対策を一層進展させていくことが求められる。

●GFCのビジョン、戦略的目的、ターゲットの進捗を把握するための指標の策定やGFCにおける懸念課題の特定についての議論等が予定され、ISP-CWPについても、令和８年２月に第一回総会が開催されるなど今後活動の本格化が見込まれており、このような国際的な化学物質管理の議論の進展に合わせて引き続き国内においても必要な対応を実施

●GFCの理念である多様な分野における多主体協働をより一層進展させるため、化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進、災害・事故に伴う化学物質漏洩事案等への備えやリスクコミュニケーション等、化学物質と環境に関する政策対話で取り上げられた主体間連携に向けた課題等に関し、化学物質アドバイザーの更なる活用や、地方公共団体との緊密な連携体制構築、地域協働取組の推進、事業者の自主的取組の更なる促進等を通じて取組を発展

●ISP-CWPの立ち上げに関連しては、国内における科学と政策のインターフェイスの強化についても推進すべく、官学連携基盤の確立・強化や、国立環境研究所において今後重点的に取り組む計画である環境分野におけるレギュラトリーサイエンス研究の推進と化学物質管理施策との接続等に取り組んでいく必要

●最新の科学的知見の適時適切な化学物質管理施策への反映
●多主体協働の進展による相乗効果（シナジー）の導出等、我が国の化学物質管理の更なる発展

化学物質管理に係るウェルビーイング

汚染への対応

「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、我が国の環境行政の普遍の原点として進めていくことが重要。

指摘・課題

- 化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスク
- 人の健康、ウェルビーイングへのリスクとして引き続き対応が必要

第六次環境基本計画

「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位目標に掲げたことを踏まえ、
今後の点検・モニタリングにおいては、その最上位目標の進捗把握に力点を置いて実施していく予定

我が国における化学物質管理施策

国際的潮流を踏まえつつ、国民のウェルビーイング／高い生活の質の実現に対してどのような貢献が可能かという観点から整理し、計画の最上位目標に沿った評価軸を構築していくことが求められる。

令和９年度に予定されている点検・モニタリングの実施に向けた検討

- 我が国の化学物質管理施策を「ウェルビーイング／高い生活の質の実現」という観点から整理
- 適切な評価手法や指標の開発、
- 他の環境政策との相乗効果（シナジー）の創出　等

SDGs, GFC, UNEP, WHO 等
の国外の潮流

全体の点検の中での
ウェルビーイングに係る検討

計画の最上位目標と整合を図ることで、
化学物質管理の質を一層高めつつ、他の環境政策との相乗効果（シナジー）を発揮させていくことが期待される

参考

化学物質に関するグローバル枠組みと国内実施計画

化学物質に関するグローバル枠組み

- 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で、「国際的な化学物質管理に関する戦略アプローチ（SAICM）」の後継として、**「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC：Global Framework on Chemicals）」が採択**。

- GFCは「化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること」を目的としており、**マルチセクター**（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による**化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な国際枠組み**。

我が国の取組の概観

- 第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）において、**GFCの戦略的目的に沿った化学物質管理政策を整理・推進**。
 ① ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み・制度的メカニズム及び能力構築
 ② 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報作成やアクセス
 ③ 懸念課題への対応
 ④ 製品バリューチェーンにおける安全な代替品と革新的で持続可能な解決策による環境リスクの予防・最小化
 ⑤ 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、能力構築、関連意思決定プロセスへの統合による実施強化
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月閣議決定）においても、GFCに基づき、**材料・製品中の化学物質情報を可能な限り入手可能とする取組等を推進**。

- GFCにおいて、政府は関連ステークホルダーとの協議の上で「国家行動計画」を策定することとされているため、我が国は2024年4月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見や国民からのコメントを踏まえて2025年４月**「化学物質に関するグローバル枠組み国内実施計画」**を策定・公表。

 - **製品・廃棄物を含む化学物質のライフサイクルをカバー**。マルチセクター・ステークホルダーによる関与を包含。
 - GFCの戦略的目的及びターゲットに沿って、**我が国として実施する取組の概要を整理**。
 - 原則、**国の施策・事業等を整理**しているが、**地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される役割も記載**。
 - 「化学物質と環境に関する政策対話」で集約・整理された**各主体の取組は国内実施計画の付属書**Aに反映。

化学物質に関するグローバル枠組みと国内実施計画

- 「GFC国内実施計画」は、各分野での具体的な施策や今後の方向性を踏まえて作成されたものであり、化学物質のライフサイクル全体に係る包括的な化学物質管理を示す。
- GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標とした、**我が国の今後の具体的な取組事項等を整理**。

GFCビジョン "安全で健康的かつ持続可能な未来のために化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ"

戦略的目的A 法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装	戦略的目的B 知識・データ・情報の生成・公開・アクセスの確保	戦略的目的C 懸念課題の特定・優先化・対応	戦略的目的D 安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装	戦略的目的E リソース動員・ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ・協力・能力形成、意思決定プロセスへの統合
• 法的枠組み • 不法貿易と取引 • 国内禁止物質制限 • 中毒センターの利用とリスク防止等の研修 • 高毒性農薬の段階的廃止・代替	• データ・情報生成、利用、アクセス • 材料・製品中化学物質情報の利用 • 放出・生産データ • ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の適用 • 教育・研修・啓発 • GHSの実施 • ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ、ﾃﾞｰﾀ生成	• 懸念課題に対する作業プロセス及び計画	• 安全な代替等による生産の奨励 • 持続可能な解決策，安全な代替の優先 • 安全・持続可能な農業慣行支援 • 適正管理戦略の策定・実施等 • 労働安全衛生・環境保護措置の確保	• 適正管理の主流化 • パートナーシップとネットワーク • 資金特定・動員 • 資金ギャップの特定・検討 • コストの内部化 • その他環境・保健・労働指針とのシナジー

地方公共団体
国民
NPO・NGO
学術研究機関
労働者
事業者

※国を含むGFCの実施主体の役割は第3章第1節(2)に、国以外の各主体による取組事項は、国内実施計画の付属書Aに整理。

我が国の化学物質管理体系や戦略・計画（第2章）を踏まえた具体的な取組（第3章第2節）

国内実施計画の実施状況の点検と改定(第4章)

化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）の設立

- 2025年6月20日、ウルグアイ・プンタデルエステで開催された政府間会合において、化学物質、廃棄物及び汚染に関する**新たな政府間科学・政策パネル（ISP-CWP: Intergovernmental Science-policy Panel on Chemicals, Waste and Pollution）**の設立が採択。
- 気候変動分野での**IPCC**（気候変動に関する政府間パネル）や生物多様性分野での**IPBES**（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）に続く、**政府間科学・政策パネル**となる。



背景・経緯

- ◆ 2022年開催のUNEA（国連環境総会）5.2において化学物質・廃棄物の適正管理及び汚染防止の分野における独立した**政府間科学・政策パネルの設立**に関する決議を採択。
- ◆ 公開作業部会（OEWG）を設置（政府で構成。国連機関等オブザーバー参加）。５回の会合で科学・政策パネルの具体的内容等について議論。
- ◆ 2025年6月15日～20日にOEWG3.2及び政府間会合がウルグアイにて開催され、パネルの設立提案の最終化・**パネル設立が採択**。

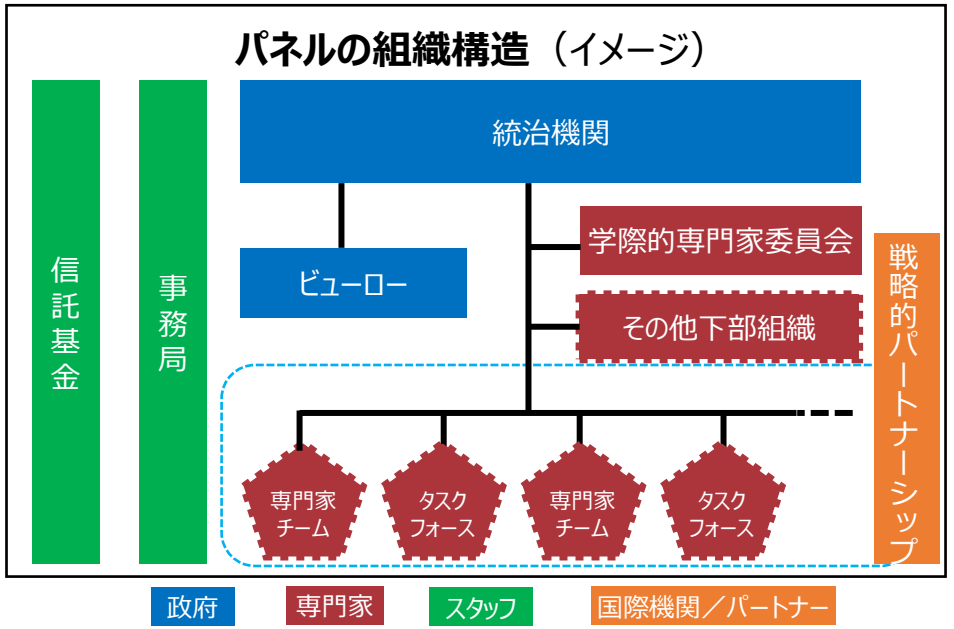
日本の貢献

- ◆ 松澤裕地球環境審議官が政府間会合の共同議長を務め、パネル設立を採択。
- ◆ 本パネル設立の主唱者の一人である国立環境研究所鈴木規之フェローが継続して日本代表団に同行し、パネル設立提案の最終化に貢献。
- ◆ 2023年12月のOEWG2以降、日本が継続して一つの交渉会合の議長を務め、決議案の最終化に貢献。

パネルの主な機能

① ホライズンスキャニング（課題の特定と対応策の提示）
② 現在の課題に関する評価
③ 科学的研究のギャップ特定、科学者と政策決定者の間のコミュニケーション等
④ 科学的情報を求める途上国との情報共有
⑤ キャパシティ・ビルディング

パネルの組織構造（イメージ）



ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0（概要）

環境省

- 化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、令和７年９月に「化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会」を設置した。
- 国際潮流やGFC国内実施計画などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、今後取り組むべきと考える６つの対応オプションを示した「アクションプラン Ver1.0（2026年３月 環境省）」を策定した。

◆６つの対応オプションとアクションプラン（2030年までの対応方針）◆

（１）調査・研究、モニタリングの実施・拡充

国の調査・研究プロジェクト等を活用した、生物および化学物質のモニタリング、影響やリスクの評価手法、評価指標、リスクコミュニケーション等に関する調査、研究を促進する。

（２）リスク評価手法の高度化

化学物質のライフサイクルの考慮、生物多様性・生態系へのリスク評価等、リスク評価手法の高度化についての検討を促進する。

（３）化学物質管理制度の点検・見直し

（１）、（２）の取組を踏まえつつ、既存の化学物質管理制度の見直し検討においてネイチャーポジティブの観点を考慮する。事業者による自主的取組を促進する制度・仕組みを強化する。

（４）関連主体による取組・連携強化

事業者による自主的取組や地域における取組を促進するとともに、優良事例を特定・展開する。また、地域における取組主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）間の連携の支援を、既存の制度・組織も活用しながら強化する。

（５）生物多様性影響評価指標の開発・実装

国際的な評価指標の開発に貢献しつつ、取組促進の効果、取組成果の評価への活用等を考慮した、生物多様性影響評価指標の開発を促進する。

（６）国際枠組み・国内計画へのインプット

取組成果を、国内計画、国際枠組みに適切なタイミングでインプットする。